

オンライン説明会 質疑応答

■令和6年7月25日（木）制度1説明会

質問	回答 (説明会当日の口頭による質疑応答の内容から補足を追記しています。)
制度を守れなかった場合の罰則に関して教えてほしい。	計画書等に基づいて適合状況（適合、不適合）や達成率を公表することで、事業者の事業活動を脱炭素化へ誘導することを目的としている制度であり、罰則規定はありません。 なお、条例において、市は必要な限度において報告を求め、又は事務所への立入調査を行うことができることを定めております。更に、計画書が提出されない場合は、勧告し、従わない場合はその旨及び当該勧告を受けた者の氏名等を公表できることを定めております。
説明会スライド18について、隣接建築物は当該敷地外のケースがあると思いますが、日影算定の精度についてはどのように考えているか。	当該特定建築物の敷地外にある隣接建築物による日影を事由とし、規則第25条第2項の太陽光発電設備設置可能面積を適用する場合は、事業者が建築計画概要書等により調べた隣接建築物の位置、寸法、高さ等に基づき、冬至日の9時から15時の屋上部分における時刻日影線、日影の範囲及び日影がかかる屋上部分の面積を明示した根拠図面を作成し、添付資料として市に提出するものとなります。 詳細は、今後策定するガイドラインに示す予定としております。